

教 学 指 第 8 7 3 号
教 特 第 5 7 4 号
教 安 第 8 7 0 号
教 体 第 5 7 1 号
令 和 3 年 9 月 2 9 日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

緊 急 事 態 宣 言 の 解 除 に 伴 う 県 立 学 校 の 教 育 活 動 等 に つ い て (通 知)

この度、国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県を対象とした緊急事態宣言が令和3年9月30日（木）をもって解除されることが決定しました。

このことに伴う県立学校の教育活動等については、下記のとおり、引き続き感染症対策を徹底した上で、原則として通常の教育活動を実施することとし、感染リスクの高い活動については、活動内容や方法を工夫することにより、感染拡大防止に努めるようお願いいたします。

なお、緊急事態宣言解除後の教育活動の留意点については別添に示すとおりですので、その内容を踏まえて適切に実施するようお願いいたします。

【参考】「公立高等学校及び特別支援学校の児童生徒等感染者の推移」（別紙）

記

1 基本的な学校運営の方針について

(1) 「学校における感染対策ガイドライン」（これに関連する通知を含む。）及び本通知を踏まえた感染症対策を万全にした上で、学校運営を継続する。

(2) 緊急事態宣言解除後の分散登校、時差通学等については次のとおりとする。

[分散登校]

緊急事態宣言の解除をもって終了し、原則として通常日課とする。

[時差通学及び短縮日課]

地域の感染状況や交通事情等の実情により、学校長による実施の要否及びその期間について判断することとする。 基本的な対応と異なる判断をする場合には、事前に担当課に相談すること。

(3) 県立特別支援学校、定時制・通信制高等学校及び中学校についても、原則として通常日課とするとともに、各学校の特性や児童生徒の状況等に鑑み、必要に応じて時差通学及び短縮日課を実施する。

基本的な対応と異なる判断をする場合には、事前に担当課に相談すること。

※ 時差通学等の取扱いについては、県内の感染状況や各校における教育活動の状況等によって、変更することがある。

2 学習活動について

引き続き感染症対策を徹底し、学びを継続する。感染リスクの高い活動の実施に当たっては、感染拡大防止の観点から、活動の内容や方法を工夫する。

3 学校行事及び部活動について

(1) 学校行事

これまでの延期とする取扱いを終了する。引き続き感染症対策を徹底し、学校行事の実施に当たっては、感染拡大防止の観点から、活動の内容や方法を工夫するとともに、学外の参加者について、行事の趣旨や目的を踏まえて、制限を設ける。

修学旅行の実施に当たっては、感染リスクを低減するため、学外の不特定多数の者に接触する機会を可能な限り減らすとともに、旅行先や宿泊場所・日数などの旅行行程を工夫する。

(2) 部活動

これまでの原則として停止とする取扱いを終了する。実施に当たっては、引き続き感染症対策を徹底し、部活動ガイドライン及び各学校の活動方針に基づき実施する。ただし、10月14日（木）までの2週間は移行期間として、平日は放課後のみ90分以内の活動とする。

※ 学校行事及び部活動の取扱いの詳細については、別添「緊急事態宣言解除後の教育活動の留意点」を参照すること。

また、部活動については別途発出する通知も参照すること。

4 感染症対策について

(1) 児童生徒への指導

- 3密（密集・密接・密閉）の回避、マスクの適切な着用、手洗いや換気等の基本的な感染症対策を徹底する。特に会話する際は、原則としてマスクを着用すること。なお、マスクについては、最も高い効果があるとされている不織布のマスクが望ましい旨を周知する。
- 登校時及び部活動開始前に、確実に健康観察（発熱及び何らかの症状の有無の確認）を実施するとともに、普段と体調が少しでも異なる場合には登校せず、自宅で休養することを徹底する。
- 昼食を含む飲食場面では、マスクを外す時間を飲食時のみとし、多人数で密集しないこと、向かい合わせ等にならないこと、飲食中は会話しないこと等について指導を徹底する。
- 休み時間中、他クラスの児童生徒同士が集まることを控えるよう指導する。
- 部室や更衣室等の、マスクを外した状態で密になる可能性のある場所は、人数制限等の使用ルールを明確にし、遵守させる。
- 公共交通機関を利用する際は、基本的にマスクを着用し、会話を控えるよう指導する。

※ 特に高校生は、次のような場面で感染する事例が見られることから、こうした場面を避けるよう、指導を徹底する。

- ・ 登下校時における飲食店や遊興施設への立ち寄り
- ・ 部室や更衣室等の密になりやすい空間や昼食でのマスクを外した会話

(2) 教職員の健康管理及び感染防止の徹底

- 3密（密集・密接・密閉）の回避、マスクの適切な着用、手洗いや換気等の基本的な感染症対策を徹底する。特に会話する際は、原則としてマスクを着用すること。なお、マスクについては、最も高い効果があるとされている不織布のマスクが望ましい。
- 感染が判明した者のうち、風邪症状があるのに出勤していた等の事例があったことから、体調不良時は出勤を控える。併せて、管理職は出勤時の教職員の健康観察を確実に実施する。
- 特に昼食場面では、感染のリスクが高いことから、児童生徒同様、マスクを外す時間を飲食時のみとし、飲食中は会話を控える。
- 勤務時間外においても基本的な感染症対策を徹底し、不要不急の外出を控え、感染防止に努める。
- 家族の健康管理（毎朝の検温や健康状態の確認）や感染防止にも留意する。

(3) 出欠について

- ガイドラインにおいて、児童生徒等が発熱や風邪症状がある場合は、自宅で休養することを徹底することとしており、体調不良があるにもかかわらず、出席日数の扱い等への心配などから、本人が無理をして登校することがないようにする。
- 家族が陽性となった場合には、当該生徒は濃厚接触者と特定される可能性が高いことから、判明した時点で登校は控えるよう指導する。

(4) 児童生徒の安全確保方策

- 県内に設置される青少年補導センターによる街頭見守り活動との連携協力による、生徒の自宅と学校間の直行直帰を促す取組を継続する。
- 令和3年8月6日付け教安第649号「緊急事態宣言中における教育活動の機会確保のためのPCR検査について（通知）」及び令和3年9月9日付け教安第788号「緊急事態宣言中における教育活動の機会確保のためのPCR検査の実施期間再延長について（通知）」により、県が費用を負担することとしていたPCR検査については、令和3年9月30日（木）までに実施される活動をもって申請の受付を終了することとする。

(本件連絡先)

【学習指導・文化部活動に関すること】

教育庁教育振興部学習指導課 TEL：043（223）4057

【障害のある児童生徒に関すること】

教育庁教育振興部特別支援教育課 TEL：043（223）4045

【保健管理に関すること】

教育庁教育振興部学校安全保健課 TEL：043（223）4092

【体育の授業・運動部活動に関すること】

教育庁教育振興部体育課 TEL：043（223）4108

緊急事態宣言解除後の教育活動の留意点

(令和3年10月1日時点)

- 感染リスクの高い教育活動について、感染拡大防止の観点から、活動の内容や方法を工夫して行うこととし、感染状況等によっては直前であっても内容の変更、延期又は中止を検討すること。
- 学校行事については、引き続きwithコロナの時代を踏まえた学校の新しい生活様式を工夫し、その教育的意義や必要性を再度吟味するなど思い切った見直しを行うこと。実施する場合は、感染防止対策を徹底したうえで、実施方法・内容・時期を十分検討すること。なお、年間行事予定として計画していても、地域の感染状況等により、必要に応じて実施時期の変更、日程の短縮又は中止とするなど、再度の分散登校や臨時休校等があっても授業時間が不足することがないように、臨機応変に対応すること。
- 分散登校及び時差通学・短縮日課が1か月に及んだことを踏まえ、考査期間中や学期末の日程（答案返却や集会等の半日日課）等についても積極的に見直し、6限授業とするなど工夫すること。
- 万一の臨時休校、学年閉鎖等に備え、あらかじめ、家庭でも行える学習内容と学校でなければ行えない内容を重点化するなどの準備をしておくこと。また、家庭におけるオンライン学習の推進に努めること。

1 登下校の形態

感染症対策を徹底した上で、通常日課とする。

ただし、地域の感染状況や交通事情等により、学校長による時差通学及び短縮日課の要否及びその期間の判断を可とする。

なお、時差通学を実施する場合には、事前に担当課に連絡すること。

2 全校集会等について

(1) 全校集会、学年集会等

- ・十分な感染防止対策とともに、可能な限り参加人数を少なくする、短時間で行う、身体的距離を確保する等の工夫をすること。
- ・オンラインや一斉放送等による実施も検討すること。

(2) ホームルーム活動、生徒会活動等

- ・密接する場면을極力避ける等、工夫すること。

3 学校行事等について

(1) ボランティア活動・就業体験

- ・活動先の相手との打合せを十分に行い、感染防止対策を行うこと。

(2) 学習発表会、音楽会等

- ・在校生のみによる実施とすること。
- ・学年・クラスごとに映像や音声にとり、校内放送で流す等の工夫も検討すること。
- ・身体的距離を確保し、活動する際は、感染防止対策を十分に行うこと。
- ・実施の際は、施設の状況に応じて十分な換気などと組み合わせること。

(3) 文化祭

- ・在校生のみによる実施とすること。
- ・体育館等で行う全学年がそろっての開会行事等は、開催の必要性を考慮して実施内容を十分検討すること。実施は、参加者の身体的距離の十分な確保及び、十分な換気ができる場合のみ可とし、その場合も短時間とすること。
- ・3密を避け、実施内容や方法（例えば、1日での開催など）の工夫をすること。
- ・展示内容は、感染防止対策が十分であるものとする。
- ・文化祭及び準備等は、必要最小限の時間とすること。
- ・オンラインでの公開等も検討すること。
- ・換気が保てず、身体的距離が確保できない場所では公開しないこと。
- ・調理を伴う飲食物の販売は行わないこと。
- ・対面での販売の際は、マスク及び手袋を着用することや、透明板等による衝立の設置も検討し、感染防止対策を徹底すること。
- ・飲食（昼食を含む）を行う場所を指定し、感染防止対策を徹底すること。
- ・文化祭の準備の際も、担任等の指導のもと感染防止対策を徹底すること。

(4) 体育祭、運動会等（球技大会形式を含む）

- ・在校生のみによる実施とすること。
- ・3密を避け、実施内容や方法（例えば、半日での開催など）の工夫をすること。
特に児童生徒等が密集する競技や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い競技については控えること。
- ・開閉会式では、身体的距離を確保し、短時間とすること。また、応援席や待機席についても身体的距離を確保すること。
- ・感染防止対策を行いつつ、例年以上に熱中症対策に努めること。

(5) 国内修学旅行、校外行事等

- ・修学旅行の実施については、令和3年6月1日付け教学指第337号・教特第193号「令和3年度修学旅行の実施における留意点について」（通知）によることとする。
- ・その他の校外行事等の実施については、感染症対策を十分に行うとともに、感染状況によっては、日程・行き先の変更等を含め、弾力的に対応すること。

(6) 海外修学旅行等

- ・当面の間、行わないこととする。生徒・保護者に対して説明をすること。なお、

状況が変わった場合には、改めて通知する。

(7) 講師を招いた講演会等

- ・実施の必要性を十分吟味し、校長が認めた講師である場合のみ可とする。実施の際は、講師と児童生徒間の身体的距離を十分に確保すること。なお、講師の体調を十分把握するとともに、講師の感染防止対策にも配慮すること。
- ・体育館等で行う場合は、身体的距離を確保するとともに、施設の状況に応じて適宜換気などと組み合わせ、できるだけ短時間で実施すること。

(8) 芸術鑑賞会等

- ・実施は、参加者の身体的距離を確保するとともに、施設の状況に応じて頻繁な換気などと組み合わせるなどの感染防止対策が行える場合のみ可能とする。なお、実施する際は、できるだけ短時間とすること。

(9) 防火訓練（消火訓練）、避難訓練等

- ・実施の際は、身体的距離を確保するとともに、施設の状況に応じて頻繁な換気などと組み合わせ、できるだけ短時間で実施すること。
- ・各教室で事前指導を十分に行い、実施内容についても十分検討すること。

(10) 1000か所ミニ集会等

- ・実施の際は、身体的距離を確保するとともに、施設の状況に応じて頻繁な換気などと組み合わせ、実施方法も含め、弾力的に工夫し、実施する際は、できるだけ短時間とすること。
- ・不特定多数の者が参加することは控えるとともに、参加者の体調を十分把握するよう努め、体調不良の者の参加は控えてもらうこと。

(11) 学校説明会、体験入学等

- ・オンラインでの実施も検討すること。
- ・実施は、参加者の身体的距離を確保するとともに、施設の状況に応じて頻繁な換気などと組み合わせるなどの感染防止対策が行える場合のみ可能とする。なお、実施する際は、できるだけ短時間とすること。
- ・参加者に健康観察シートの提出を求めるなど、体調確認、連絡先の把握を確実にを行うこと。

(12) その他

- ・大学入試、就職試験等の生徒の学校外の活動については、移動の際の飲食等は厳に慎み、寄り道をせず、速やかに帰宅するよう指導する。

4 学習活動等について

(1) 基本的な留意点

- ・新型コロナウイルス感染症による教育活動への影響を考慮し、各教科・科目の目標

を踏まえた上で、指導する内容や実施方法等、十分検討し、指導計画を立てること。

- ・児童生徒等は、原則マスクを着用する。(マスクを着用する必要がない場合については「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」を参照。)特に、発声が必要な場面では、マスクの着用を徹底する。(ただし、気温が上昇した場合は、熱中症等への対応を優先する)。
- ・グループ学習、班での話し合い及びペアワーク等の活動を行う場合は、マスクを着用し、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどの工夫を行うこと。また、ICTを有効に活用するなど感染防止対策を徹底する。
- ・音読や群読などは、その必要性を十分に検討した上で、実施する場合は、マスクを着用し、大声とならないよう工夫する。なお、英語の発音練習は、引き続き CaLabo Language を活用するなど、ICTを積極的に活用すること。
- ・教室等は、気候上可能な限り常時、それが難しい場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。)、空気の流れを作るため2方向の窓やドアを同時に開けて換気を行う。(冷暖房時も換気を行う。)
- ・授業での外部人材の活用は、実施の必要性を十分吟味し、校長が認めた講師である場合のみ可とする。実施の際は、換気、講師と児童生徒間の身体的距離を十分に確保するなど感染防止対策を講ずること。なお、講師に対し、来校前の検温及び健康状態の確認を依頼するとともに、来校時、講師の健康状態(検温、風邪症状の有無等)を確認する。また、講師の感染防止対策(マスク着用、手洗い及び手指消毒等)にも配慮する。
- ・教材・教具などを共用で使用する場合は、使用前後の手洗いや手指の消毒等を徹底するものとし、使用の都度の消毒は不要であるが、1日1回程度、消毒を行うことが望ましい。
- ・新型コロナウイルス感染症に関わりやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導については、令和3年3月1日付け教学指第1491号・教特第851号「感染症や災害発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について(通知)」を参照すること。

(2) 具体的な授業の場面

① 体育

- ・児童生徒の運動不足や体力低下が懸念されることから、体育活動の前に準備運動を入念に行い、指導内容についても、徐々に運動強度を上げていくようにするなど児童生徒のけがの防止に十分に留意する。
- ・地域の感染状況に応じて、年間指導計画を見直したり、種目を入れ替えたりして授業を行う。
- ・密集、接触の可能性が高い運動(球技<ゴール型>、武道など)については、指導内容を精選したり、ゲーム等多人数で活動する時間を短くしたりするなど、実施

形態を工夫して実施する。

- ・球技<ネット型・ベースボール型>では、少人数での活動においても身体的距離が確保できるよう工夫する。
- ・表現運動、ダンスについては、身体的距離を確保するとともに、演技する向きを工夫する。
- ・話合い活動を行う場合は、濃厚接触とならないよう児童生徒の距離を広めにとり、短時間で行うなど工夫して行う。
- ・児童生徒が集合したり、整列したりする際には、身体的距離を十分に確保する。
- ・運動中はマスクの着用は必要ないが、児童生徒が運動を行っていない時には可能な限りマスクを着用させる。また、不必要な会話を控え、大きな声で話をしないことや咳エチケットについて励行する。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせ、使用後は用具類の消毒を行う。
- ・体育館や武道場等で実施する場合は、十分な換気を行う。
- ・更衣室は十分な広さを確保する。十分な広さが確保できない場合は、人数を制限して時間差で着替えるなど、3密の状態にならないようにする。
- ・環境条件を把握し、状況に応じて適切な水分補給を行うなど、熱中症の予防に努める。(授業途中での給水時間の確保や屋外での帽子の着用なども検討する。)

②音楽

- ・歌唱や管楽器等を使用した活動は、児童生徒の身体的距離を十分とった上で、飛沫飛散防止や隊形の工夫等、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から実施する。
- ・合唱等を行う場合は、令和2年12月22日付け教学指第1156号・教特第666号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)」を参照に感染症対策を徹底して行うこと。

③家庭

- ・調理実習を実施する場合は、身支度や手洗いの徹底をし、一つの班の人数を少なくして、対面とならないよう配置を工夫するなど、可能な限り感染症対策を行う。また、調理室、調理器具及び食器等の衛生管理を徹底する。
- ・調理したものを食べる際には、調理した料理は調理した班のみでその場で食すこととし、飛沫飛散防止のため、対面を避け、会話は控えるなどの対応をとる。

④職業等に関する授業

- ・産業現場等における実習については、実習先と感染防止対策について十分確認した上で、実習内容や日程等を決定する。
- ・製品等の販売会、校内カフェ、清掃サービス等を実施する場合は、関係する相手先に、感染防止対策についての理解を得る。また、販売については対面販売以外の

方法も検討する。

(3) 給食、昼食等を含む飲食する場面

- ・「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」に基づき、感染防止対策を徹底する。

5 部活動について

部活動ガイドライン及び各学校の活動方針に基づき、実施する。

ただし、10月14日（木）までの2週間は移行期間として、平日は放課後のみ90分以内の活動とする。

※ 部活動の取り扱いの詳細については、別途通知する。

6 特別支援学校における対応について

(1) 自立活動について

- ・自立活動の指導等については、児童生徒等との身体的接触がやむ得ないことから、例えば、児童生徒等にかかわる者を限定する等、指導方法や内容を工夫する。

(2) スクールバスの利用について

- ・スクールバス内の密集を避けるために、保護者の負担等も考慮しながら引き続き送迎を依頼する。

(3) 医療的ケア等を必要とする児童生徒等について

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等により重症化するリスクが高い児童生徒等の登校については、地域の感染状況を踏まえ、主治医や保護者等と連携を密にし、個別に判断する。

(4) 介護等体験について

- ・事前に大学側と健康診断の実施状況、実習期間や実習内容について確認をする。
- ・学生に対し、実習前に基本的な感染防止対策について十分な説明を行う。

(5) 学校行事等の実施について

- ・児童生徒等の障害の状況に応じて、保護者との連携が必要なこともあることから、行事の趣旨や目的を踏まえた上で、学外の参加者について制限を設ける。

公立高等学校及び特別支援学校の児童生徒等感染者の推移

(R2.6.1～R3.9.26までに県教育委員会に報告があった件数)

(県内全体の陽性者数)

(児童生徒の陽性者数)

